第三条中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「労働大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

附則第二条に後段として次のように加える。

この場合において、なお効力を有するものとされる旧特例省令第三条中「通商産業大臣」とあるのは「経済産業大臣」と、「労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」とする。

附則第六条中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「労働大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

附　則

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

○通商産業省労働省令第六号

経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）及び厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の施行に伴い、並びに新事業創出促進法（平成十年法律第百五十二号）第二十二条第一項第一号の規定に基づき、新事業創出促進法に規定する情報関連人材育成事業を定める省令の一部を次のように定める。

平成十二年十一月二十九日

通商産業大臣　平沼　赳夫
労働大臣　吉川　芳男

新事業創出促進法に規定する情報関連人材育成事業を定める省令の一部を改正する省令

新事業創出促進法に規定する情報関連人材育成事業を定める省令（平成十一年通商産業省労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「労働大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

附　則

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

○通商産業省労働省令第七号

経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）及び厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の施行に伴い、並びに新事業創出促進法（平成十年法律第百五十二号）第二十二条第二項の規定により読み替えられた情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二十九条第二項の規定に基づき、並びに新事業創出促進法第二十二条第二項の規定により読み替えられた情報処理の促進に関する法律の規定を実施するため、情報処理振興事業協会に関する省令の特例を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十二年十一月二十九日

通商産業大臣　平沼　赳夫
労働大臣　吉川　芳男

情報処理振興事業協会に関する省令の一部を改正する省令

情報処理振興事業協会に関する省令の特例を定める省令（平成十一年通商産業省労働省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「通商産業省令又は通商産業省令、労働省令」を「経済産業省令又は経済産業省令、厚生労働省令」に改める。

第二条中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「労働大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

附則第二条に後段として次のように加える。

この場合において、なお効力を有するものとされる廃止前の情報処理振興事業協会に関する省令の特例を定める省令第一条中「通商産業省令又は通商産業省令、労働省令」とあるのは「経済産業省令又は経済産業省令、厚生労働省令」と、同令第二条中「通商産業大臣」とあるのは「経済産業大臣」と、「労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と、同令様式第三、様式第四及び様式第七から様式第十まで中「通商産業大臣」とあるのは「経済産業大臣」と、「労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」とする。

様式第一中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める。

様式第二中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「労働大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

様式第三中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める。

様式第四中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「労働大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

様式第五中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める。

様式第六中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「労働大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

様式第七中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める。

様式第八中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「労働大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

様式第九中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める。

様式第十中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「労働大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

附　則

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

○通商産業省建設省令第三号

経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）及び国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の施行に伴い、並びに砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、砂利の採取計画等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十二年十一月二十九日

通商産業大臣　平沼　赳夫
建設大臣　林　寛子

砂利の採取計画等に関する規則の一部を改正する省令

砂利の採取計画等に関する規則（昭和四十三年通商産業省建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「通商産業省令、建設省令」を「経済産業省令、国土交通省令」に改める。

第三条第二項中「通商産業省令、建設省令」を「経済産業省令、国土交通省令」に、「および」を「及び」に、「または」を「又は」に、「行なわれるよう」を「行われるよう」に、「行なう」を「行う」に改める。

第七条第二項中「通商産業省令、建設省令」を「経済産業省令、国土交通省令」に、「または」を「又は」に、「および」を「及び」に、「ならびに」を「並びに」に改める。

第八条第二項中「通商産業省令、建設省令」を「経済産業省令、国土交通省令」に、「および」を「及び」に改める。

第九条第一項中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改め、同条第二項中「行なう」を「行う」に、「または」を「又は」に、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、同条第三項中「地方建設局長」を「地方整備局長」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第二十五条及び第二十六条中「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

○運輸省令第三十九号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）その他の中央省庁等改革関係法令の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、中央省庁等改革のための国土交通省関係運輸省令等の整備に関する省令を次のように定める。

平成十二年十一月二十九日

運輸大臣　森田　一

中央省庁等改革のための国土交通省関係運輸省令等の整備に関する省令

（船舶法施行細則の一部改正）

第一条　船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第三項中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第五十条ノ二第二項中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

第七号書式中「運輸省」を「国土交通省」に改める。

第三十五条中「地方建設局長」を「地方整備局長」に、「または」を「又は」に改める。

様式第七表面中「通商産業大臣・通商産業局長・都道府県知事・建設大臣」を「経済産業大臣・経済産業局長・都道府県知事・国土交通大臣」に改め、同様式裏面中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「区域内に事務所を設置して」を「区域において」に、「行なう」を「行う」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

附　則

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

○通商産業省建設省令第一号

経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）その他の中央省庁等改革関係法令の施行に伴い、特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法（平成三年法律第八十二号）第六条第一項の規定に基づき、特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法第六条第一項の軽微な変更を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十二年十一月二十九日

通商産業大臣　平沼　赳夫
建設大臣　林　寛子
自治大臣　西田　司

特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法第六条第一項の軽微な変更を定める省令の一部を改正する省令

特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法第六条第一項の軽微な変更を定める省令（平成三年通商産業省建設省自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

「通商産業省令、建設省令、自治省令」を「経済産業省令、国土交通省令、総務省令」に改める。

附　則

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。